

船舶保険仕様書

(練習船・実習船)

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が所有する船舶について付保する船舶保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

(1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約条項付帯）

5. 保険の種類

船舶保険

6. 適用約款

船舶保険普通保険約款

7. 付帯する特約条項

- ① 船舶保険6種特別約款（練習船）
- ② 船舶保険5種特別約款 ただし第2条（休航戻し）削除（実習船）
- ③ 保険料の支払に関する特別条項または保険料の支払および返還に関する特別条項
- ④ 先取特権等に関する特別条項
- ⑤ 制裁等に関する特別条項
- ⑥ 船費保険契約禁止特別条項
- ⑦ 電子機器類の日付認識問題に関わる損害不担保特別条項
- ⑧ 解撤回航時の全損金支払制限特別条項
- ⑨ 休航戻特別条項（第6種用）
- ⑩ 共同保険に関する特別条項
- ⑪ 原子力危険・生物化学兵器・電磁兵器による損害不担保特別条項
- ⑫ 船底の清掃費および塗装費不担保特別条項
- ⑬ 免責金額控除特別条項（第6種特別約款第3条どおり）
免責金額は第6種修繕費のみ1事故あたり練習船100万円
- ⑭ 保険料払い込み猶予特約条項（独立行政法人用）
- ⑮ 超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A）
- ⑯ 氷による損傷修繕費不担保特別条項（実習船に適用）
- ⑰ 爆発による損傷修繕費担保特別条項（C）（実習船に適用）
- ⑱ 同時被曳航制限特別条項（実習船に適用）

また、練習船に関して、定係港係留中に陸上からの安全管理が行われることにより常置人員を置いた場合の管理と同等と見なすこととする条件を付帯する。

なお、上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

8. 免責事項

船舶保険約款、各特約条項と同内容

9. 保険の内容

(1) 保険対象物件

船名	船種	船質	進水年	総トン数	航路定限
若潮丸	練習船	鋼	1995年	231t	日本全沿岸
鳥羽丸	練習船	鋼	1994年	244t	日本全沿岸
広島丸	練習船	鋼	1997年	234t	瀬戸内海
大島丸	練習船	鋼	1993年	228t	瀬戸内海
弓削丸	練習船	鋼	1994年	240t	瀬戸内海
さざなみ	実習船	FRP	1991年	15t	新湊港より水路50海里の水域
あさま	実習船	FRP	2004年	14t	伊良湖港より水路50海里の水域
ひかり	実習船	FRP	2004年	16t	瀬戸内海
すばる	実習船	FRP	2004年	14t	瀬戸内海
はまかぜ	実習船	FRP	2000年	16t	瀬戸内海

(2) てん補の範囲・保険金額・免責金額

船名	船種	てん補の範囲	免責金額	保険金額
若潮丸	練習船	6種	100万円	1,686,000,000円
鳥羽丸	練習船	6種	100万円	1,671,000,000円
広島丸	練習船	6種	100万円	1,684,000,000円
大島丸	練習船	6種	100万円	1,684,000,000円
弓削丸	練習船	6種	100万円	1,272,000,000円
さざなみ	実習船	5種	なし	54,000,000円
あさま	実習船	5種	なし	54,000,000円
ひかり	実習船	5種	なし	50,000,000円
すばる	実習船	5種	なし	48,000,000円
はまかぜ	実習船	5種	なし	50,400,000円

10. その他の条件

ブローカー扱いとする。

11. 保険料算出条件

保険料の見積りにあたっては、上記条件の下に算出するものとする。

12. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

- ・練習船運航スケジュール
- ・船舶保険成績表

以上

船舶保険仕様書
(浮棧橋・係留物)

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が所有する浮棧橋、係留物について付保する船舶保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約条項付帯）

5. 保険の種類

船舶保険

6. 適用約款

船舶保険普通保険約款

7. 付帯する特約条項

- ① 船舶保険5種特別約款但し第2条（休航戻し）削除
- ② 保険料の支払に関する特別条項または保険料の支払および返還に関する特別条項
- ③ 先取特権等に関する特別条項
- ④ 制裁等に関する特別条項
- ⑤ 船費保険契約禁止特別条項
- ⑥ 電子機器類の日付認識問題に関わる損害不担保特別条項
- ⑦ 水線下の損傷修繕費不担保特別条項（ただし、広島商船高等専門学校を除く）
- ⑧ 解撤回航時の全損金支払制限特別条項
- ⑨ 地震危険不担保特別条項
- ⑩ 共同保険に関する特別条項
- ⑪ 原子力危険・生物化学兵器・電磁兵器による損害不担保特別条項
- ⑫ 船底の清掃費および塗装費不担保特別条項
- ⑬ 氷による損傷修繕費不担保特別条項
- ⑭ 超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A）
- ⑮ 爆発による損傷修繕費担保特別条項（C）
- ⑯ 船主責任保険特別約款(汚染不担保)
- ⑰ 保険料払い込み猶予特約条項（独立行政法人用）

なお、上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

8. 免責事項

船舶保険約款、各特約条項と同内容

9. 保険の内容

(1) 保険対象物件（機構の所有する下記浮棧橋）

※ 保険の目的には、下記の浮棧橋に付随する係留装置（連絡橋、チェーン、アンカー等）を含むものとする。

- ① 鳥羽商船高等専門学校
三重県鳥羽市鳥羽港内

- i) 鋼製浮棧橋 昭和57年建造 9.0×3.5×0.7m
- ii) 鋼製浮棧橋 平成6年建造 4.0×3.0×0.85m
- iii) 鋼製浮棧橋 平成12年建造 30.0×8.0×2.0m
- iv) 鋼製浮棧橋 平成12年建造 60.0×8.0×2.0m

② 広島商船高等専門学校

広島県豊田郡大崎上島町東野港内

- i) コンクリート製浮棧橋 平成16年建造 35.0×8.0×2.3m
- ii) コンクリート製浮棧橋 平成16年建造 70.0×8.0×2.6m
- iii) 鋼製可動棧橋 平成16年建造 22.5×3.3×1.0m
- iv) 鋼製渡棧橋 平成16年建造 5.5×3.25×1.0m

③ 大島商船高等専門学校

山口県大島郡周防大島町小松港内

- i) コンクリート製浮棧橋 平成4年建造 25.0×7.0×2.6m
- ii) コンクリート製浮棧橋 平成11年建造 25.0×7.0×2.6m
- iii) 鋼製渡棧橋 平成4年建造 7.0×3.0×1.0m
- iv) 鋼製渡棧橋 平成11年建造 17.0×3.0×1.0m
- v) 鋼製渡棧橋 昭和54年建造 17.0×5.0×1.1m
- vi) 鋼製渡棧橋 昭和54年建造 9.1×2.15×1.0m

④ 弓削商船高等専門学校

愛媛県越智郡上島町弓削港内

- i) 鋼製浮棧橋 平成27年建造 75.0×8.0×2.8m

⑤ 富山商船高等専門学校

富山県射水市堀江千石（富山新港）内

- i) 鋼製浮棧橋 平成27年建造 30.0×4.0×2.4m

(2) 保険金額（再調達価額）

係留地	船舶保険金額	船主責任保険 てん補限度額	船主責任保険 免責金額（一事故）
① 鳥羽商船高等専門学校	217,000,000 円	300,000,000 円	100,000 円
② 広島商船高等専門学校	226,000,000 円	300,000,000 円	100,000 円
③ 大島商船高等専門学校	119,000,000 円	300,000,000 円	100,000 円
④ 弓削商船高等専門学校	315,622,606 円	300,000,000 円	100,000 円
⑤ 富山商船高等専門学校	95,906,126 円	300,000,000 円	100,000 円

10. その他の条件

ブローカー扱いとする。

11. 保険料算出条件

保険料の見積りにあたっては、上記条件の下に算出するものとする。

12. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

・船舶保険成績表

以上